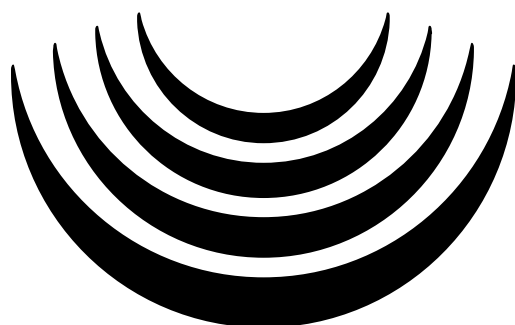


飛驒市小さなまちづくり応援事業  
令和4年度事業 募集要項



H I D A C I T Y

飛驒市

令和4年3月

## 1. 事業趣旨

飛騨市小さなまちづくり応援事業は、市民等が主体となる地域づくりを推進するため、市内で実施される「まちづくり活動」と「商品の開発」に対し、経費の一部を市が助成する制度です。

当該事業を通じて、各団体等の取り組みを市内外に周知することで、活動の輪が広がり、市内のまちづくりに係る取り組みが活性化することを期待しています。

### ※まちづくりってなに？

「まち」とは、生活の範囲であり、その時々で考え方が変わります。近所づきあいの範囲、集落の範囲、町内、市全域と、どれも「まち」として考えられます。

そのまちを自分たちで住みやすくする活動がまちづくりです。住みやすくするには、生活しやすくすること以外に、おもしろくすること、盛り上げること、子育てがしやすい環境をつくるなど幅広く含まれています。まちづくりは暮らしづくり。

## 2. 助成対象者

以下の要件を全て満たす法人、団体、個人等。

- ア 活動拠点が市内にあること
- イ 市税等を滞納していないこと
- ウ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体等ではないこと
- エ 暴力団や暴力団員の統制下にある団体及び個人ではないこと

## 3. 助成金の区分（部門）

以下の3部門とします。

- (1) まちづくり支援部門
- (2) まちづくりステップアップ支援部門
- (3) 新商品開発チャレンジ部門

## 4. 対象事業、対象経費、助成額

別表のとおりです。なお、助成額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とします。

## 5. 募集期間

令和4年4月より随時申請可能です。

別表

助成金の区分	助成対象事業	助成対象経費	助成額
1. まちづくり支援部門	まちづくり活動を目的とした事業で、次のいずれにも該当しない事業 (1) 専ら営利を目的とした事業 (2) 特定の団体及び個人の直接的な利益を目的とした事業 (3) 他の補助金等の交付対象になっていない事業	下記に該当する経費は除く。 (1) 助成対象者の経常的な管理運営費 (2) 他の目的に転用できる備品の購入費 (3) 慰労又は懇親目的に要する食糧費及び団体構成員に対する人件費、謝礼等 (4) 施設の改修、修繕等の経費 (5) 宗教性を有する又は信仰の対象となる物又は行為に係る経費 (6) 政治活動に係る経費 (7) その他小さなまちづくり応援事業に適さないと認められる経費	対象経費の2分の1以内とし、上限10万円とする。
2. まちづくりステップアップ支援部門	まちづくり支援部門の助成対象事業で、クラウドファンディングを活用して更なる資金調達を行う事業  * 1へ上乘せ	下記の経費で市が認める範囲とする。 (1) 仲介事業者に支払う手数料 (2) クラウドファンディング募集の宣伝に係る経費	対象経費の10分の10以内とし、上限10万円とする。
3. 新商品開発チャレンジ部門	クラウドファンディングを活用して資金調達し、新商品を開発製造する事業であって、申請者自らが商品の販売を行う事業	下記の経費で市が認める範囲とする。 (1) 仲介事業者に支払う手数料 (2) クラウドファンディング募集の宣伝に係る経費	対象経費の10分の10以内とし、上限20万円とする。

※クラウドファンディングとは、インターネットを介して、不特定多数の者から資金を調達する仕組みをいう。

※仲介事業者とは、クラウドファンディングによる資金調達のための環境を提供する事業者をいう。

## 6. 応募方法

### (1) 担当窓口

〒509-4292 飛騨市古川町本町 2-22

飛騨市役所 商工観光部 まちづくり観光課 資源係

### (2) 提出書類

- ・補助金交付申請書
- ・飛騨市小さなまちづくり応援事業プラン概要書 その1～その3  
\*その4はクラウドファンディングを活用する場合提出
- ・その他添付資料（必要に応じて）

### (3) 注意事項等

- ・申込書の記入支援や事業プランのアドバイスなどは「飛騨市まちづくり拠点 node」でも行いますのでお気軽にご利用ください。
- ・提出された応募申込書一式は返却しません。

## 7. その他

- ・飛騨市小さなまちづくり応援事業を実施する場合には、「飛騨市補助金交付規則」及び「飛騨市小さなまちづくり応援事業助成金交付要綱」を遵守してください。
- ・事業完了後に報告書を作成していただく他、動画やポスター等により、市民へ事業の報告をしていただきます。成功事例のみでなく、失敗事例も発表してもらいます。うまくいかなかった部分やその理由などを報告することで、次のまちづくりに活かすためです。
- ・事業内容等について、飛騨市のホームページ、広報等に掲載します。
- ・この申請により、事業に必要な会場等の確保を約束するものではありません。各自で責任を持って予約を行ってください。

## 8. お問い合わせ先・応募申込書提出先

お問い合わせや各書類の提出先は次のとおりです。

〒509-4292

岐阜県飛騨市古川町本町2番22号

飛騨市役所 商工観光部 まちづくり観光課 資源係

電話 0577-73-7463

FAX 0577-73-6866

まちづくり活動に関する相談や事務支援などは「飛騨市まちづくり拠点 node」でも受け付けています。是非お気軽にご利用ください。

〒509-4224

岐阜県飛騨市古川町殿町8番17号（旧観光協会事務所）

飛騨市まちづくり拠点 node（ノード）

電話 0577-62-9797

開館時間：10時～19時（月、火、金）

10時～17時（土・日）

定休日：水、木

その他：SNSでも随時情報を発信していますのでご覧ください